平成２９年（フ）第２７７１号
大阪府枚方市西牧野２丁目５番７―105号、前住所大阪府枚方市養父元町13番15号
債務者　土山　夏輝
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７７５号
大阪府門真市千石東町３番43―209号
債務者　筒前　信子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８号
堺市堺区神南辺町２丁76番地１　メゾンドール堺926号
債務者　中内　一行
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
高知市長尾山町68番地２　メゾン長尾山12―206号
債務者　山脇　和代
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６０号
高知市鵜来巣10番３号　久コーポ202
債務者　酒井　雄二
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９号
北海道砂川市空知太東２条２丁目１番１号
債務者　石山　慎也
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
北海道空知郡上砂川町字鶉121番地18（鶉５条２丁目１番４―22号）
債務者　荒井志都江（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
盛岡市住吉町13番15号　アリスヒル102号
債務者　高八卦美佐子（旧姓澤口）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７１号
岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森47番地１　サンコーポラスしわ中央２号棟106号
債務者　上屋敷祐子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６４号
香川県坂出市八幡町４丁目３番29号　坂出市営内浜団地42号、住民票上の住所香川県坂出市八幡町４丁目３番29号
債務者　高畑　知佳
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２１４号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目36番19号　フォーブル高丘102、前住所静岡県浜松市天竜区佐久間町奥領家1663番地の１
債務者　木下きよみ
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２２９６号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目３番１号　Ｅｄｉｆｉｃｅ　Ｎａｎａ　102号、前住所大阪府和泉市府中町６丁目14番32―623号
債務者　半田　芳和
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３１１号
大阪府東大阪市上小阪２丁目２番13号　スカイリバー上小阪　203号
債務者　小島　祐也
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５７９号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目４番４号　第３田辺マンション705号
債務者　川原　厚子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６８１号
大阪府茨木市総持寺駅前町11番11号　山崎第６マンション　202号、前住所徳島県吉野川市山川町川田1114番地１
債務者　笠井　咲希
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７７７号
大阪市平野区加美北３丁目７番19号　ツールシャトー光601
債務者　醤野　雅男
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部